

第44回空きかん等回収キャンペーン実施要領

長 崎 県

1 趣 旨

環境基本法（平成5年11月制定）に定められた6月5日の「環境の日」を含む6月の1カ月間の環境月間において、国民の環境保全に関する認識と行動を促すため、全国的に各種行事が展開されます。

一方、県においては、平成20年4月から「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」を施行し、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」の指定など環境美化に係る施策を推進しています。

そこで、環境月間の期間中の1日を「空きかん等回収キャンペーン」の県内統一行動日として位置づけ、各市町及び各団体等において散乱している空きかんやペットボトルの回収を住民参加で実践いただくことにより、資源リサイクルや環境美化への県民意識の高揚を図り、美しく住み良いふるさとづくりを目的とした活動を展開します。

2 実施日

令和6年6月2日（日）

3 実施主体

市町及び環境美化団体等

4 実施方法

- (1) 回収は、各市町・各団体の実践的な方法により行う。
- (2) 回収は、原則として午前中に終了し、午後は集積された空きかん等の整理及び処理にあてるものとするが、各市町の実情に応じ変更しても差し支えない。
- (3) 原則として小雨決行とするが、雨天の場合、その決定の判断は各市町に一任する。

なお、中止を決定した市町は速やかにその旨を長崎県資源循環推進課に連絡する。

- (4) 各地区にて集積された空きかんは、再資源化ルートづくりの一環として、地域に所在する回収業者等とあらかじめ協議の上、その協力を受け処理する。

5 回収対象地区

主体となる団体ごとに、キャンペーンの効果があると思われる区域（山林、河川、海岸、公園等）を定めて実施するものとする。

6 安全対策

- (1) 回収に際しては、危険な場所（交通量の多い道路、線路、踏切周辺、崖等）は必ず避ける。
- (2) 有害動植物（マムシ、ハチ、ハゼノキ等）に対して充分配慮し、あらかじめ応急処置や災害保険等についても考慮しておくものとする。

7 広報計画

(1) 実施日以前

県は、広報課等の各種広報媒体を通じ啓発、広報を行う。

市町は、広報紙、懸垂幕等有効な啓発方法をもって住民参加の促進に努める。

市町は、各市町教育委員会等と協議し、小・中学校における講話等の中で、環境月間及び空きかん等の問題等について取り上げられるよう配慮するものとする。

(2) 実施当日～翌日

市町は、空きかん等の回収数量等を集計し、速やかに県に報告する。

なお、県内統一日以前及び以後に空きかん回収を実施した市町にあつては、随時県に報告する。

県は、実施結果について、回収数量等を公表する。

(3) 実施日以後

県及び市町は、キャンペーンの効果を最大限に活かすため、あらゆる広報媒体等により事後の啓発にあたるものとする。